

## デジタルマーケティングによる国東半島宇佐地域世界農業遺産情報発信事業委託仕様書

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

デジタルマーケティングによる国東半島宇佐地域世界農業遺産情報発信事業委託

#### (2) 本業務委託の目的

本事業は、県内（特に 30 代以下）の「国東半島宇佐地域世界農業遺産」に対する認知度向上を図ることを目的とする。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日までとする。

### 2 目標の設定

(1) 本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

目標項目	①Instagram 投稿へのいいね数 ②Instagram 投稿の保存数 ③Instagram 投稿へのコメント数(※) ④Instagram のフォロワー数
目標値	①Instagram 投稿への平均いいね数：95 ②Instagram 投稿の平均保存数：10 ③Instagram 投稿への平均コメント数(※)：15 ④Instagram のフォロワー数：3,000 人を下限として維持すること

※コメント数には、自身のアカウントで行ったものは含まないものとする。

(2) 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

### 3 委託業務内容

(1) 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下、「協議会」という。）の Instagram 等 SNS アカウントの管理運用

現状のアカウントデザインの統一感等を維持しながら、責任を持ってアカウントを管理・運用すること。

(2) 日常の投稿

① フィード投稿+リール投稿

：令和 5 年 8 月以降の内容程度の投稿を 11 ヶ月の間に 85 投稿程度行うこと。

フィード投稿とリール投稿の割合は、2：8 程度とすること。

なお、リール投稿のうち、10 投稿程度は高校生聞き書き事業の現地取材の様子  
の動画とすること。

- ② ストーリーズ投稿：①②の投稿時と随時にストーリーズを投稿すること。

合計 85 本程度行うこと。

- (3) フォロワー等とのコミュニケーション

「コメント・DM への返信」「いいね返し」「ストーリーズでの交流」などフォロワー  
とのコミュニケーションを図り、濃いファン作りやフォロワー数増のためのアクシ  
ョンを行うこと。

- (4) Instagram を活用したイベントの開催

- ① 現地に行ってみたい、認定地域の物を買ってみたいとユーザーの行動変容やフォ  
ロワー数増に繋がるようなイベント（例：プレゼント企画）や、フォロワー参加型企  
画（例：フォトコンテスト）を最低 2 回実施すること。（イベントの規模による回数  
の増減は協議会と協議すること）

- ② イベントでは、広告クリエイティブを作成し Instagram 広告にて配信すること。

- (5) インフルエンサーの活用

- ① Instagram において一定の影響力を持つインフルエンサーに、国東半島宇佐地域  
世界農業遺産の魅力を発信してもらうこと。

- ② 発信にあたっては、合計して 3 万人以上のフォロワーに見られるようにインフル  
エンサーと投稿回数を選定・調整すること。（例：フォロワー数 1 万 5 千人のインフ  
ルエンサー 2 名にそれぞれ 1 回ずつ投稿してもらう等）

- (6) その他

その他の施策についても必要があれば、協議会と協議の上実施すること。

#### 4 成果物及び提出物

- (1) 投稿画像等・広告クリエイティブ

・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。

なお、本業務により制作した画像等の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条  
から第 28 条に規定する権利を、第 13 条第 2 項の規定による引渡しと同時に  
甲に無償で譲渡するものとする。

(イ) 協議会は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合におい  
ても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変  
し、任意に公表できるものとする。

(ウ) 受託者は、協議会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及  
び第 19 条の規定を行使することができない。

(2) 報告書

・業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

(ア)本業務にかかる効果検証分析レポート

(イ)本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に協議会と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は協議会に帰属することとする。ただし、フォロワー参加型イベント等において個別の検討が必要になる場合は、イベント計画時に協議会と調整すること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、協議会と十分協議すること。